

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日 時

令和7年7月8日（火） 13時32分～14時22分

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 理事

古谷 崇洋 (理事長)
徳永 繁樹 (副理事長) ※書面決議
高橋 敏彦 (常務理事)
岡原 文彰
武智 邦典 ※書面決議
中村 維伯

(2) 監事

加藤 章
坂本 浩

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計及び特別
会計歳入歳出決算の認定について
監 査 報 告
議案第 2号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1
次）について
議案第 3号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務
勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について
議案第 4号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別
会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について
議案第 5号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計
（業務勘定）歳入歳出予算補正（第1次）について

- 議案第 6 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 7 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 8 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 9 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 10 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 11 号 愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第 12 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の提出議案について
- 議案第 13 号 令和 7 年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について

（2）報告

- 報告第 1 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第 3 次）について
- 報告第 2 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について
- 報告第 3 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について
- 報告第 4 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出予算に係る予算補正の特例について
- 報告第 5 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算に係る予算補正の特例について
- 報告第 6 号 令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算に係る予算補正の特例について
- 報告第 7 号 愛媛県国民健康保険団体連合会事務局処務規程の一部改正について
- 報告第 8 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員設置規程の一部改正について

- 報告第 9 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について
報告第 10 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について
報告第 11 号 愛媛県国民健康保険団体連合会会計事務規程の一部改正について

(3) その他

- 1 中期財政計画（令和 9～11年度）の策定について
- 2 本会役員の選任について
- 3 愛媛県国保会館の耐震等工事について
- 4 令和 7 年度国保制度改善強化全国大会について
- 5 国保連合会役員会（理事会及び総会）の開催方法について
- 6 第66回全国国保地域医療学会の開催について
- 7 笠置記念病院の診療報酬請求訴訟について

5 議事の経過及びその結果

- (1) 理事定数 6 名中 4 名の出席及び 2 名の書面決議による出席により、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第 33 条の規定による成立宣言を行った。
- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第 31 条により、理事長が議長を務めた。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者 2 名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 議案第 1 号「令和 6 年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」だが、決算の決定の前に、令和 6 年度予算補正関係の報告もあるため、報告第 1 号から第 6 号までの 6 件の報告、議案第 1 号と合わせて事務局の説明を求める。

事務局 令和 6 年度の決算の承認前に関連があるため、令和 6 年度の予算補正を理事長専決により、6 件実施したので一括して報告する。

報告第 1 号 職員退職手当特別会計について、令和 7 年 3 月末退職員に対し 2,445 万 7,000 円の第 3 次予算補正を行った。

以下、報告第 2 号から報告第 6 号までは、本会会計事務規程第 16 条の 2「支払勘定に係る予算補正の特例」規定により補正を行った。

報告第 2 号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）に予算不足が生じたため、300 万円の予算補正を行った。

報告第3号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）において予算不足が生じたため、6億1,100万円の補正を行った。

報告第4号及び5号 介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）及び（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）に予算不足が生じたため、介護給付費等、4億7,276万4,000円、公費負担医療に関する報酬等、1,172万1,000円の補正を行った。

報告第6号 障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）に予算不足が生じたため、障害介護給付費、19億4,061万3,000円の予算補正を行った。

議案第1号 令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業報告並びに一般会計及び特別会計歳入歳出決算について説明する。

まず、令和6年度の事業報告から行う。

国民健康保険制度は、国民皆保険の要として、社会保障制度の重要な役割を担っており、持続的かつ安定的な運営が求められる。一方、財政運営は、医療の高度化による医療費の増加、人口の減少や団塊世代の後期高齢者への移行や被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少により、厳しい状況が続いている。

このような中、本会は、診療報酬及び介護報酬等の審査支払の確実な実施により医療費の適正化に努めるとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保診療報酬審査委員会と連携して、国保総合システム等のコンピュータチェックや審査基準の統一に取り組んだ。

また、国保の財政及び事業運営の主体である愛媛県と県内市町によって策定される「愛媛県国保運営方針」を軸に、国保の健全な財政運営を図るため、保険者が取り組む医療費適正化の支援をはじめ、国保データベース（KDB）システム等を活用した各種データの提供や分析を行い、予防・健康づくりである保健事業の支援を積極的に行なった。

具体的には、住民の健康づくり及び健康寿命の延伸など保健活動の対象や内容が拡大している県内市町保健師を支援することを目的に「愛媛県在宅保健師等会」を令和6年6月に再設置した。

本会の事業運営は、保険者等の負担金及び手数料を財源としているため、業務システム運用の内製化、ペーパーレス化等の取組によりコスト意識を持って事務の効率化を図ったほか、基幹業務である審査支払業務では、国保総合システム等の機能を活用した審査事務の効率化や「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、不合理な差異の解消に取り組んだ。

なお、令和6年度においては、

1 審査支払事業の充実

- 2 保険者事務共同処理事業の充実
- 3 介護保険業務の充実
- 4 保健事業の充実
- 5 第三者行為求償事務の強化
- 6 電算システムの総括管理と安定運用の実施
- 7 情報セキュリティ体制の維持強化

以上の7項目を重点に取り組んだ。

次に決算について説明する。

令和6年度の決算について、「業務勘定」は、保険者から審査支払手数料を受け入れ、人件費や委託料などの支払を経理する「事業実施のためのもの」であり、「支払勘定」は医療費や交通事故等の損害賠償金を受け入れ支払うためのものである。

一般会計及び各特別会計（全勘定）については、全会計の歳入歳出合計を記載している。歳入の合計額は5,385億3,300万円、歳出の合計額は5,376億8,500万円、歳入歳出ともに1.3%程度上昇している。繰越金は8億4,700万円、前年度比は700万円の減額となる。

各特別会計（支払勘定）、損害賠償求償事務特別会計（再掲）については、医療機関などに支払う診療報酬や損害賠償金のみを集計しており、歳入の合計額は5,347億4,300万円、歳出の合計額は5,342億6,700万円、歳入歳出ともに1.35%程度上昇している。繰越金は4億7,600万円発生しているが、これらの医療費に関して、年度末分は概算で愛媛県から交付を受け、余剰分は翌年度に愛媛県に返金する普通交付金が大半を占めている、残りは損害賠償金の翌年度返還分となる。

一般会計及び各特別会計（業務勘定）歳入歳出状況（再掲）については、一般会計と各業務勘定のみを再掲している。手数料や負担金の受け入れ、人件費や委託料（システム負担金）等の支払などの事業運営に要する費用を集計している。歳入の合計額は37億2,500万円、歳出の合計額は33億5,300万円となり、繰越金は3億7,100万円、前年度決算と比較して、7,900万円の増額となる。

退職手当特別会計歳入歳出状況（再掲）については、退職手当の支払、積立金の処理を行う特別会計となっている。退職者が発生した際に、退職手当引当資産からこの会計に繰入れし退職金を支払う処理を行うので、歳入歳出は基本的に同額となる。

厚生労働省の令和6年度告示により、保有が認められている各積立金詳細について説明する。

令和6年度末現在で、積立合計額は29億1,900万円、前年度と比較して9,800万円増加となる。

増加の主な理由は以下になる。

減価償却引当資産は、主にシステム関係経費の減価償却費用として積立を開始したことにより3,500万円の増加。

ICT積立資産は、審査支払システムの高度化に係る費用に備えることを目的としたもので、6年度中に前年度の繰越金を原資として6,800万円の積み増し等を行ったことが原因となる。

積立金と次年度繰越金の合計額は、令和6年度末で32億9,100万円となる。

令和6年度決算に係る実費弁償方式による剰余金の判定結果として約1億2,500万円のマイナスとなり、剰余金は生じない見込みとなる。

独立監査法人（公認会計士）による外部監査を令和7年6月に実施し、決算書や財産目録等が、令和6年度の収支の状況及び年度末現在の財産状況を適正に表示しているものと認められた。

国民健康保険の医療費について説明する、「国保診療報酬支払勘定」は歳入歳出ともに約50億円の減少となっており、国保被保険者の大幅な減少が原因と考えられる。

後期高齢者の医療費を説明する、「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は前年度と比較して約50億円の増加となっており、団塊世代の後期高齢者移行に伴う医療費の増大が原因と考えられる。

介護保険の給付費を説明する、「介護給付費支払勘定」は約30億円の増加となっており、こちらも要介護対象者の増加により給付費が増加したものと考えられる。

続いて一般会計及び各業務勘定について説明する。一般会計と各業務勘定の歳入歳出の合計は、歳入・歳出ともに令和5年度を下回っているが、システムの内製化などによる業務の効率化や、退職者の不補充、入札の執行減等により、単年度収支として7,900万円のプラスとしている。累計の繰越金は、3億7,100万円となっており、国保会館の耐震化工事の議題で説明をするが、この3億7,100万円の繰越金の一部を国保会館の耐震化・長寿命化費用の一部として活用し、保険者に新たな負担を生じさせることなく工事を実施したいと考える。

「令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会歳入歳出決算書」中にあるの本会の財産目録について、

- 1 不動産として土地1筆と建物で合計6億1,900万円
- 2 動産として6つの積立金で合計29億1,900万円
- 3 有価証券として100万円

総計で35億4,007万878円が令和6年度末現在での保有額となる。

以上が決算書の説明となるが、「令和6年度決算財務諸表」も提出している。これは厚生労働省からの通知に基づき作成しており、総会で決算認定後、本会のホームページに掲載する。

議長 6月25日に松野町長坂本監事、6月30日に東温市長加藤監事より監査を受けたことについて、加藤監事から監査報告をお願いする。

監事 監査報告書を読上げ報告。

令和6年度愛媛県国民健康保険団体連合会の事業実施状況並びに一般会計及び特別会計収支決算について、慎重に監査を実施したが、何ら異常なく適正に処理されているものと認める。

令和7年6月25日 監事 坂本 浩

令和7年6月30日 監事 加藤 章

議長 監査報告のほかに、公認会計士による外部監査について事務局の説明を求める。

事務局 本会が委託している独立監査人の監査報告書を読上げ報告。（水野公認会計士事務所公認会計士 水野邦洋氏、令和7年6月12日実施）

「令和6年度の収支の状況及び同年度末現在の財産の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見を頂いている。

議長 議案第1号及び報告第1号から第6号について説明及び報告について、意見、質問はないか。

役員一同 （意見、質問なし）

議長 意見等ないため、採決に入る。

議案第1号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 （全員異議なし）

議長 異議なしのため、議案第1号は原案のとおり決定した。

続いて、令和7年度予算補正として、議案第2号から議案第10号までを一括して議題とする。事務局の説明を求める。

事務局

議案第2号から議案第8号までを一括して説明する。

この議案は、令和6年度決算繰越金等に係る予算補正になり、目的としては、電算システムの高度化に対応するためのICT積立資産の造成、会館の耐震化工事の実施、予備費の確保となる。財源は、令和6年度の決算繰越金、会館関係の減価償却引当資産の一部を取り崩すこととした。

決算繰越金に関する予算補正について対象となる会計は、一般会計及び診療報酬審査支払特別会計（国保）をはじめとする5つの特別会計の業務勘定となる。補正内容は令和6年度繰越金の3億7,089万2,000円を財源として、1,733万3,000円をICT積立資産に積み増し、1億2,000万円を国保会館の耐震化費用に充て、残額を予備費として計上する。

減価償却引当資産に関する予算補正については、会館費用として積み立てた減価償却引当資産から2億3,776万円を取り崩し、工事費用に充てるためのものとなる。会館工事費用の財源としては、決算繰越金から1億2,000万円、減価償却引当資産から2億3,776万円を活用する。

第三者行為求償損害賠償金（決算繰越金）に関する予算補正については、損害賠償求償事務特別会計が対象となる。補正内容は年度末に送金を保留していた損害賠償金について、決算繰越金として処理するための予算補正となる。金額については9,032万6,000円となり、例年同様の処理を実施する。

令和6年度決算繰越金では3億7,089万2,000円の補正額をICT積立、耐震化工事、予備費に割り振りを行っている。また、決算繰越金のうち、1億2,000万円は、人件費削減等で生じた財源を耐震化工事に使用する。

確保できる予備費は2億3,355万9,000円ですが、令和5年度以降の予備費と比較しても同等以上の額を確保している。

議案第9号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）の予算補正は、国保診療報酬の支払いにあたり、規則に基づき保険者に対して普通交付金を請求し、20市町の合計額を愛媛県から一括して受け入れているが、2月診療分の普通交付金は、年度末で診療報酬の支払額が決定しないことから、概算請求を行っているため、支払額の確定の後に剰余が発生することから、これらを清算して市町に返還するため補正したい。補正額は3億8,508万8,000円となる。

議案第10号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）の予算補正は、70歳代前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置として、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額を、いわゆる指定公費として愛媛県に対して高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金申請を行っており、令和

6年度の交付金は、概算で支払いを受けていることから、超過交付となった額を令和7年度で返還するため予算補正を行いたい。補正額は1万5,000円となる。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決を行う。

議案第2号から議案第10号の採決については、関連があるため一括して採決を行うことに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 一括採決に異議なしと認める。

議案第2号から議案第10号を原案のとおり決定すること異議はないか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第2号から議案第10号は決定した。

続いて議案第11号「愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

事務局 本会の風しん対策抗体費用支払事務は令和7年3月31日、新型コロナウイルスワクチン接種事務は令和6年3月31日に、それぞれの事業が終了しているため、本規則の一部改正を令和7年8月1日付けにて行いたい。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決を行う。

議案第11号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第11号は決定とした。
続いて議案第12号「愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の提出議案について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第12号、令和7年度本会通常総会の提出議題について次のとおり承認を求める。
日時 令和7年7月25日 金曜日
午後1時30分から午後3時まで
開催方法 オンライン
提出議案は11議案となる。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決を行う。
議案第12号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第12号は決定した。
続いて議案第13号「愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第13号、令和7年度本会通常総会の日程を次のとおり定めたい。
日時 令和8年2月25日 水曜日
午後1時30分から午後3時まで
開催方法 オンライン
附則事項は、令和8年度本会事業計画並びに一般会計及び特別会計予算について、その他になる。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決を行う。
議案第13号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第13号は決定した。以上で議案は全て終了した。
次に報告事項に移る。規程の一部改正について、報告第7号から報告第11号までの5件を事務局より報告する。

事務局 国保法第86条に準用される規定に基づき理事長専決処分にて次のとおり施行したので報告する。
令和7年度の事務局組織変更に伴い報告第7号にて事務局処務規程、報告第8号にて職員設置規程の一部改正を行った。
報告第9号「子の看護休暇」の取得事由追加のため、職員服務規程の一部改正を行った。
報告第10号、愛媛県職員の給与に関する条例に準じ給料表の改正等、審査統括次長の廃止に伴う職務の級区分の改正を行った。
以上4つの規程の一部改正は、施行日を令和7年4月1日としている。
報告第11号、愛媛県会計規則にて随意契約に係る基準額の引き上げがあったため、本会も準じて会計事務規程の一部を改正した。施行日は令和7年5月1日としている。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 質疑なしのため、報告第7号から報告第11号は全て終了した。以上で全ての報告事項は終了した。
次にその他として、7件を一括して事務局より説明する。

事務局 その他1 中期財政計画について説明する。
令和9年度から11年度の中期財政計画を立て、適正な審査支払手数料を把握した

いと考える。

財政状況は、3つの財政上の課題が存在する。

一つ目の課題は歳入の減少。国民健康保険は被用者保険の適用拡大等により、被保険者は急激に減少しており、レセプト件数も減少し、審査支払手数料は令和4年度からの2ヶ年度で約1,700万円の減少となっている。今後もこの傾向はしばらくの間、続くものと考ええる。

また、本会において被用者保険の地方単独公費事業、いわゆる社保福祉の審査支払事業を平成15年度より市町から受託しているが、厚生労働省が進める診療報酬改定DXの一環として、今後、支払基金に移管することが想定されており、概算で約5,000万円の減収となる見込みである。

後期高齢者医療に関しては、レセプト件数の伸びは鈍化しており、現状の手数料総額を維持できるかは不明確な状況である。

二つ目の課題は歳出の増加。各都道府県国保連合会から国保中央会に対し、各システムの開発・運用費用や全国決済業務、保健事業等の業務ごとに負担金を拠出している。

現在、令和8年度以降の負担金額について協議が行われているが、昨今の物価上昇や為替レートの上昇等により、この負担金は上昇することが予想される。

三つ目の課題は会計毎の収支のアンバランス。国保連合会の各特別会計は、独立採算かつ収支の均衡が原則だが、各制度の置かれた状況等の違いにより繰越金の多寡が発生している。特に介護については、手数料の収入増やシステムの内製化により、繰越金が増加している。

令和6年度決算の繰越金から積立金に計上する額、会館改修に流用する額を除いた額が、令和7年度の予備費として確保した額となる。

介護保険は、要介護者の増加により、予備費を約8,000万円確保できる一方、国保は地単公費の審査支払事業が終了した際には、約5,000万円の減収が見込まれ、収支が悪化することも想定される。

以上のことから、各事業、各会計における適正な審査支払手数料を把握するための財政計画の策定を行いたいと考えている。

今後のスケジュールについては、令和7年度の10月ごろまでに、国保中央会負担金（システム負担金を含む）が決定する見込みのため、それ以降に策定の準備を行い、令和8年2月の、理事会、総会で中間とりまとめを報告する。

令和8年度は、7月の理事会、総会において、中期財政計画の説明を行い、試算の結果、原則である会計毎の収支均衡が大きく崩れ、手数料の見直しが必要な場合には、見直し案を説明する。

ただし、見直しにあたっては、市町から国保、介護など事業毎の審査支払手数料の総額は変わらないようにできばと考えている。

その他2 令和8年度本会役員を選任について説明する。

役員を選任については、「平成17年度通常総会における申合せ事項」に基づき、現役員を選出する市町を中心に協議の上、次期役員選出市町を選定している。なお、理事長及び監事は輪番を考慮することになっており、次期理事長は東予地区、監事は市部が南予地区、町部が東・中予地区となっている。資料には現役員を選出市町と次期役員協議案を記載している。

今後の進め方について、今年10月頃に本会から市町国保主管課宛てに選出母体毎での協議を依頼し、翌年2月の理事会、総会にて次期役員を選任する予定。その後、4月の新年度に、規約に基づき、理事長、副理事長、常務理事の互選をお願いする予定。

その他として、役員は愛媛県が設置する国民健康保険審査会の現委員の後任となる。

その他3 国保会館の耐震等工事について説明する。

本会館は法定耐用年数の到来を控え耐震診断調査を実施したところ、3階部分に耐震性不足が判明したため、建築設計を行い、工事概算費用が固まったため、令和7年度予算を補正して工事を実施する。

財源については、令和7年度予算補正で説明したとおり、減価償却引当資産積立金2億3,776万円と、令和6年度繰越金の内、1億2,000万円を活用し、保険者には新たな負担を求めない形で実施する。今後の予定は、令和8年3月末完工を目途に進める。

予備費の推移を令和4年度から3年間記載しており、令和6年度については、耐震等工事に1億2,000万円を活用し、2億5,089万円を確保できる状況である。

その他4 令和7年度国保制度改善強化全国大会について説明する。

例年、国保の関係者が一堂に会し実施しているが、本年度は令和7年11月14日の午後1時から砂防会館で実施する。詳細が決まれば案内をするので参加をよろしく願います。

その他5 国保連合会役員会（理事会及び総会）の開催方法について説明する。

本会における役員会の開催方法については、令和5年7月7日開催の理事会において、12月に開催する理事会のみをオンラインで開催することで承認を得ている。その他の役員会の開催についても、日程調整の都合等からオンラインにより実施していたが、運営に特段支障がないため、今後はオンラインによる開催を原則とする。

なお、制度改正等の重要事項に関する協議を要する場合であって、参集の意向が

あるときは、参集による開催とする。

その他 6 第66回全国国保地域医療学会の開催について説明する。

既に案内のとおり、令和8年度に地域医療学会が30年振りに本県で開催され、メインテーマを「媛（ひめ）が取り持つ未来の地域包括医療・ケア～石鎚を望む伊予の国から四国、そして全国へ～」と掲げ、愛媛県から全国へ地域包括医療・ケアの取り組みを発信する。

開催会期は、令和8年9月18日（金）から19日（土）

開催場所は、愛媛県県民文化会館を中心に行う。

その他 7 笠置記念病院の診療報酬請求訴訟について説明する。

平成31年2月、原告である笠置記念胸部外科から、本会の診療報酬審査による減点は不当であるとの訴えを受けた。対象レセプト317件の訴訟額は、①誤記および計算誤り、②原告による訴えの取り下げ、③診療報酬請求を一部認めたことによる支払い分（診療報酬分のみ支払）、これらの理由により、最終的には8,143,965円に減額修正となった。

令和元年5月14日に開かれた第1回口頭弁論では、原告は訴状を、本会は答弁書を陳述した。答弁書では、本会の診療報酬審査は何ら問題なく、原告の請求には一切理由がない旨を主張した。

第2回口頭弁論までの約6年間は、対象レセプト（317件）全てについて原告および本会が主張立証を出し合い審理を進めた。

今年の2月18日に開かれた第2回口頭弁論では、原告本人である笠置院長が出廷し、原告代理人弁護士による尋問を行い主張立証した。その後、本会代理人弁護士からも原告本人に対し尋問を行った。2月28日の第3回口頭弁論において、裁判所は、原告、被告双方にこれ以上の主張立証がないことを確認し結審した。

3月28日に判決が言い渡され、裁判所は原告の請求を全て棄却した、原告敗訴である。

4月17日、原告は高松高等裁判所に控訴し、6月中には控訴理由書を提出する予定であるが、未だに提出されていないとの連絡を受けている。控訴理由書の提出後、本会は内容を確認の上、裁判所の指定する期日までに、控訴理由書に対する控訴答弁書の作成を代理人弁護士と協議し、控訴審に臨む。

事務局 愛媛県国保会館の耐震化等工事について経過を一つ加えて報告する。令和7年7月3日の指名競争入札については無事に終了したことを報告する。

理事 一つ補足だが、7月3日に指名競争入札を実施したが、予算案が可決したという

条件付で実施した。予算額の3億5,700万円は、耐震化工事だけではなく、設計業者の施工管理、耐震化工事中の駐車場借り上げ経費等を含んだ金額となっており、金額の範囲内で落札した。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、その他については終了する。

議長 その他、事務局より何かあるか。

事務局 (特になし)

議長 以上で議決事項等全て終了、理事から何かあるか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 他に意見、質疑がないようなので、以上で終了する。
ご協力ありがとうございました。